

安芸郡府中町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年五月七日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第十一号

安芸郡府中町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

安芸郡府中町の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年広島県人事委員会規則第十
三号）の一部を次のように改正する。

別表会計管理者部局の項中「室長」を「室長 主幹」に改め、同表教育委員会事務局の項
中「教育部長」を「教育部長 教育次長」に改める。

附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。